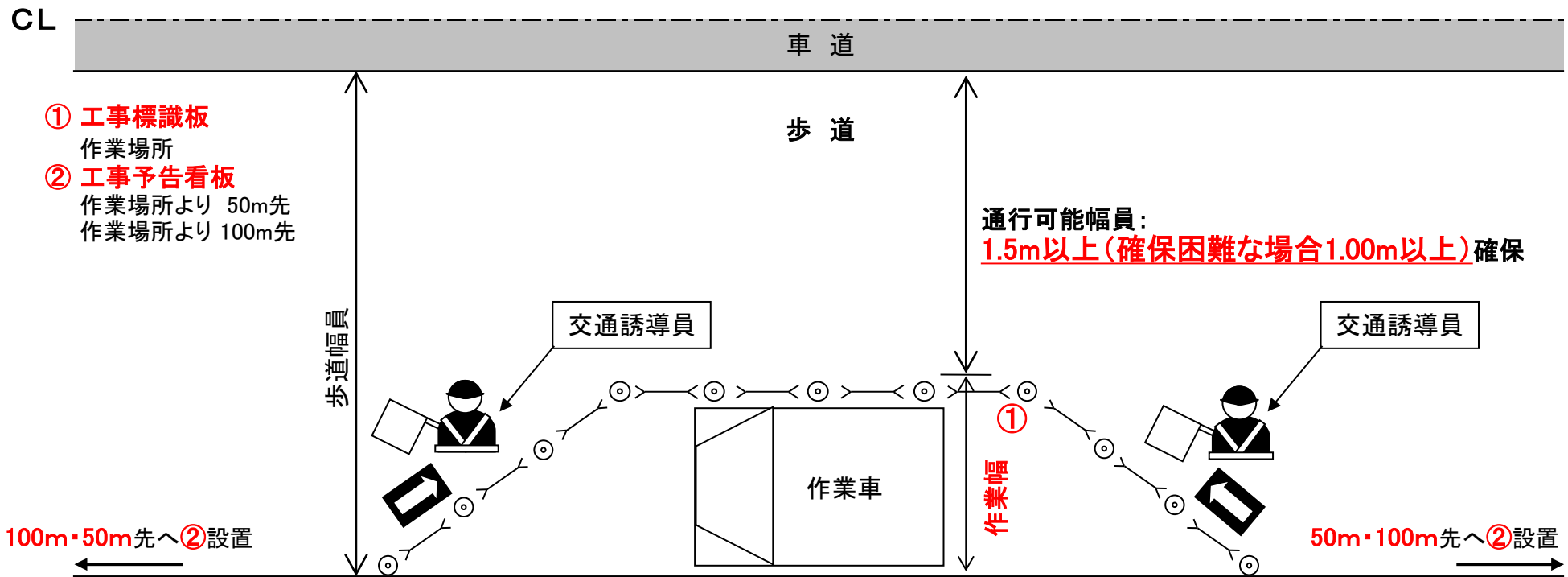


歩道での安全施設配置図例



注1) 工事予告看板(②)の位置は適宜検討して下さい。

※ 工事看板に施工業者名がわかる名称を標示すること。

注2) 作業時間は、昼間8:30~17:00、夜間20:00~6:00までとして下さい。

※地域(高知市内)によっては、昼間9:00~16:00の許可となる場合があります。

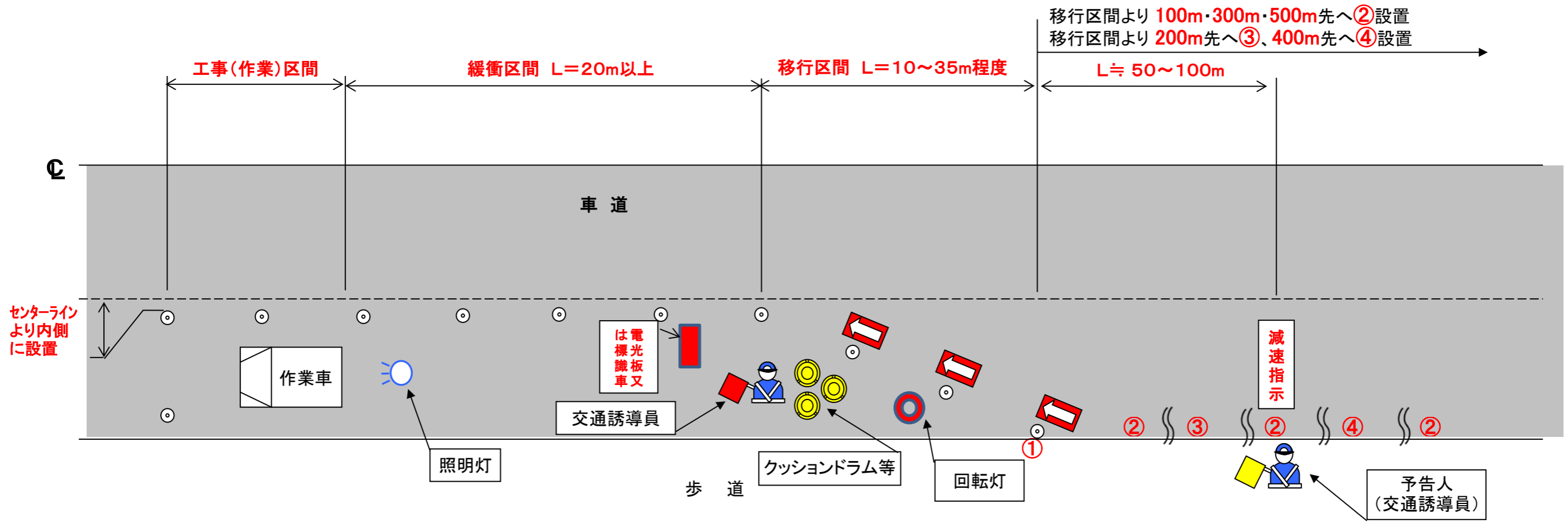
注3) 夜間作業時は、回転灯・照明付コーン等を設置して下さい。

※ 下記事項については記載下さい。 → 作業時は遵守して下さい。

- ・ 車両進入時は、舗装に保護板等を設置し歩道を傷めないようにします。
 - ・ 歩行者・自転車等の通行者を誘導員により安全に誘導します。
- 歩道上に設ける場合の安全施設等(工事看板類)の設置については、歩行者の通行の安全確保に十分配慮し、歩道幅員狭小等で安全施設等(工事看板類)を設けることによって、歩行者の通行を阻害する恐れがある場合は、取付位置の工夫や歩行者通路の確保等、必要な措置を講じる。

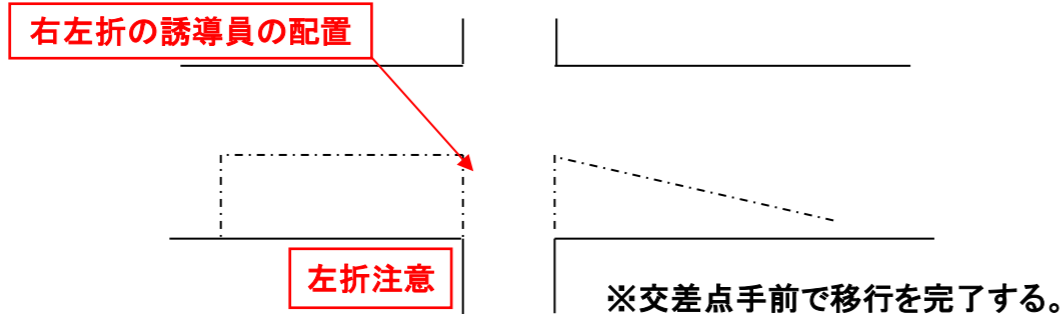


車道(片側2車線)での安全施設配置図例



- 注1) 工事予告看板の位置は適宜検討して下さい。 ※ 工事看板に施工業者名がわかる名称を標示すること。
- 注2) 作業時間は、夜間20:00~6:00までとして下さい。 ※ (地域によっては、22:00~6:00)
- 注3) 夜間作業時は、回転灯・照明付コーン等を設置して下さい。(矢印板含む:夜間用)
- 注4) クレーン等にて歩道の上をまたいで作業する場合は、歩行者が優先です。この場合、歩道上にも誘導員を配置し、歩行者の安全を確保することはもちろんのこと、歩道の前後にも作業場所より50m・100m先へ②を設置して下さい。
- 注5) 工事看板には、何の工事(作業)をしているのか明記し、連絡先も記載して下さい。
- 注6) 移行区間長は、制限速度50km/hであれば、35m必要となります。あとは、10km/h遅くなる毎に5mきざみで短くなります。停止線をもうける場合は、移行区間長は、10m程度でかまいません。
- 注7) 交差点付近で工事(作業)する場合は、その形態により規制方法を検討する必要があります。

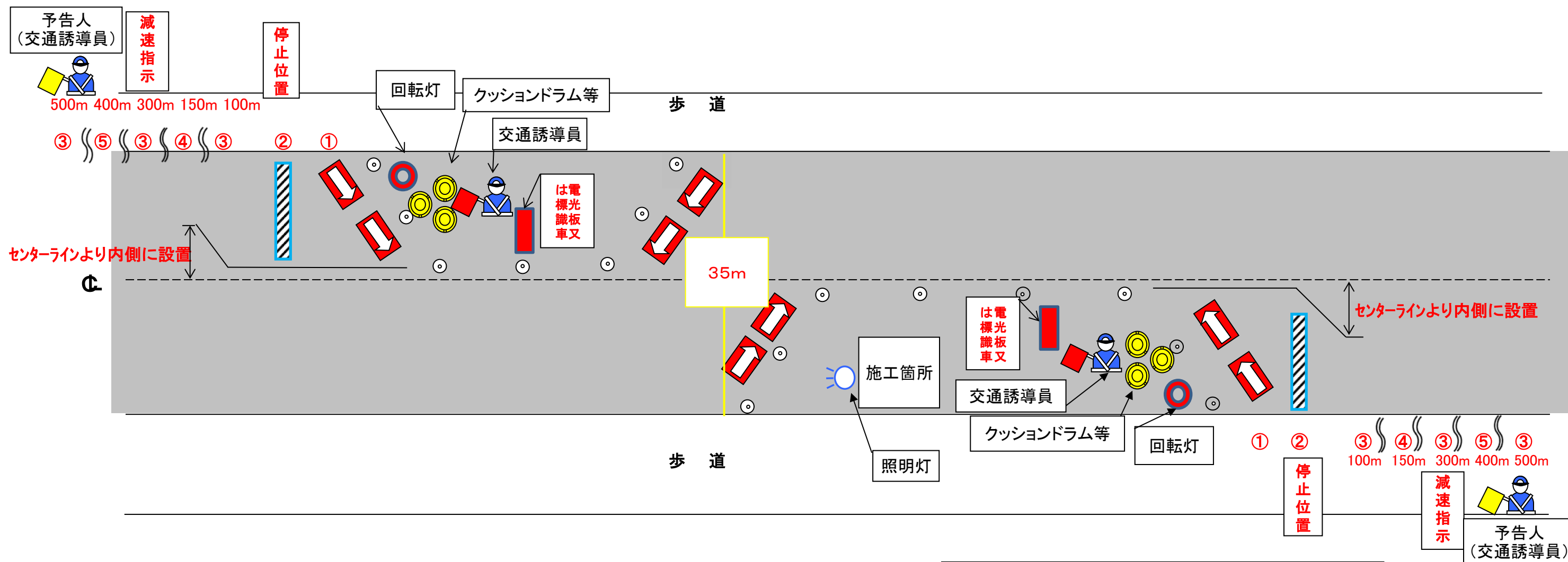
交差点部規制パターン凡例



- ※ 下記事項については記載下さい。 → 作業時は遵守して下さい。
- ・ 車両進入時は、舗装に保護板等を設置し歩道を傷めないようにします。
 - ・ 歩行者・自転車等の通行者を誘導員により安全に誘導します。
 - ・ 歩道上に設ける場合の安全施設等(工事看板類)の設置については、歩行者の通行の安全確保に十分配慮し、歩道幅員狭小等で安全施設等(工事看板類)を設けることによって、歩行者の通行を阻害する恐れがある場合は、取付位置の工夫や歩行者通路の確保等、必要な措置を講じる。

車道(片側1車線)での安全施設配置図例

車両滞留より200m程手前で
見通しの良い場所に配置する。



- 注1) 工事予告板の位置は適宜検討して下さい。 ※ 工事看板に施工業者名がわかる名称を標示すること。
- 注2) 作業時間で夜の場合は、**夜間20:00~6:00**までとして下さい。 ※ (地域によっては、22:00~6:00)
- 注3) **夜間**作業時は、**回転灯・照明付コーン**等を設置して下さい。(矢印板含む:夜間用)
- 注4) クレーン等にて歩道の上をまたいで作業する場合は、歩行者が優先です。この場合、歩道上にも誘導員を配置し、歩行者の安全を確保することはもちろんのこと、歩道の前後にも作業場所より**50m・100m**先へ③を設置して下さい。
- 注5) 工事看板には、何の工事(作業)をしているのか明記し、連絡先も記載して下さい。
- 注6) 移行区間長は、制限速度50km/hであれば、**35m必要**となります。
あとは、10km/h遅くなる毎に5mきざみで短くなります。
停止線をもうける場合は、移行区間長は、10m程度でかまいません。

※ 下記事項については記載下さい。 → 作業時は遵守して下さい。

- ・ 車両進入時は、舗装に保護板等を設置し歩道を傷めないようにします。
- ・ 歩行者・自転車等の通行者を誘導員により安全に誘導します。
- ・ 歩道上に設ける場合の安全施設等(工事看板類)の設置については、歩行者の通行の安全確保に十分配慮し、歩道幅員狭小等で安全施設等(工事看板類)を設けることによって、歩行者の通行を阻害する恐れがある場合は、取付位置の工夫や歩行者通路の確保等、必要な措置を講じる。

工事看板凡例



車両滞留より200m
程手前で見通しの
良い場所に配置する。